

角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の人口の現状と将来の展望を踏まえ、地方創生に向けた総合的な戦略の検討及び推進を図るため、角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョンの検討に関すること。
- (2) 地方版総合戦略の検討及び推進に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要なこと。

(組織等)

第3条 委員会は、委員35名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 公共的団体の役員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は3年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部政策企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年3月16日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以降において、最初に招集する委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。